

全国の公害紛争処理の概況報告等について

平成28年6月2日
公害等調整委員会

1. 平成27年度における公害紛争処理

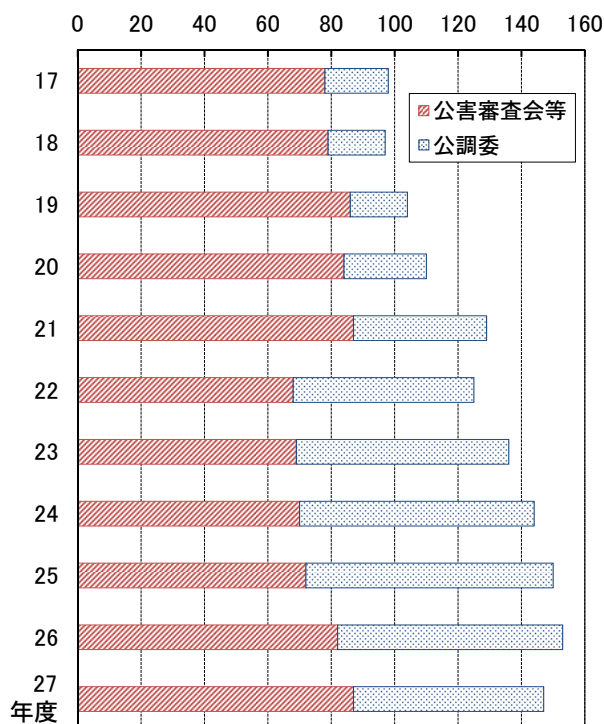
公害紛争処理制度における事件の処理状況

平成27年度の公害紛争事件
()内は26年度

	係属	新規 受付	終結
公害紛争処理制度 合計	147 (153)	63 (60)	71 (69)
公害等調整委員会	60 (71)	16 (20)	28 (27)
都道府県 公害審査会等	87 (82)	47 (40)	43 (42)

- 公害紛争処理制度において平成27年度に係属した事件数は147件。
前年度の153件から減少したものの、引き続き高い水準。

係属事件数の推移



2. 平成27年度における公害等調整委員会での公害紛争処理 (1/2)

(1) 公害等調整委員会での公害紛争事件の処理状況

平成27年度の公害等調整委員会での事件処理状況

	係属	新規受付	終結
合計	60	16	28
裁定事件	57	15	28
(うち原因裁定)	(26)	(5)	(12)
(うち責任裁定)	(31)	(10)	(16)
調停事件	3	1	0

- 係属事件数（60件）は前年度から減少するも、引き続き高い水準。（26年度：71件、25年度：78件、24年度：74件）
- 終結した裁定事件の内訳は、棄却13件、職権調停移行後に調停成立8件、申請取下げ5件、申請不受理1件、因果関係を認めないものが1件。（職権調停の成立件数8件は過去最多。）

2

2. 平成27年度における公害等調整委員会での公害紛争処理 (2/2)

(2) 公害等調整委員会における制度利用の促進等の取組

①事件調査の充実

申請人が主張する加害行為と被害との因果関係を解明する調査を実施し、事件の迅速かつ適正な処理に努力。

27年度には、委託調査を6事件について、委員参加の現地調査を2事件について実施。

②現地期日の開催

東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、現地での審問期日等を開催。平成27年度においては、全41回の期日のうち、5回の現地期日を開催。

③公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールでの提出が可能。

④広報活動の取組

公害紛争処理制度の一層の周知を図るため、広報活動を実施。

- ・公害苦情処理を担う市区役所への公害紛争処理制度の紹介や公害苦情処理に関する情報・意見交換等
- ・法テラスの地方事務所で説明会を実施
- ・全国の高等裁判所・地方裁判所、弁護士会等、法曹関係者への周知
- ・Web機関誌「ちょうせい」を通じた情報提供 等

3. 都道府県・市区町村との連携について（1/3）

(1) 都道府県公害審査会等における原因裁定等の活用について

- 平成27年度、都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件は4件。
- 都道府県公害審査会等に係属した事件において、因果関係の調査が必要な場合、申請人が原因裁定を活用することが可能。

(2) 都道府県公害審査会・都道府県主催研修会等への講師派遣

- ① 都道府県公害審査会等の要請により、公害審査会等に当委員会事務局より講師を派遣し、公害紛争処理制度等について講演を行っている。平成27年度は、山形県、群馬県及び熊本県の公害審査会において講演を実施。
- ② 都道府県の要請により、都道府県が主催する管内市区町村職員研修会等に、当委員会事務局の職員や公害苦情相談アドバイザーを講師として派遣し、公害紛争処理制度や公害苦情処理等について講演を行っている。平成27年度は、宮城県、栃木県、新潟県、石川県及び広島県の研修会において講演を実施。

4

3. 都道府県・市区町村との連携について（2/3）

(3) 都道府県・市区町村との情報共有

①第47回公害紛争処理関係ブロック会議

各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、各都道府県における公害紛争の動向や公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を実施する。

②第41回公害苦情相談員等ブロック会議

原則として人口10万人以上の市及び特別区の公害苦情相談員等を対象に、公害苦情相談の動向等についての情報交換を実施する。

〈参考〉平成28年度ブロック会議開催日程（案）

ブロック名	公害紛争処理関係会議		公害苦情相談員等会議	
	開催道県	日程	開催市	日程
北海道・東北	北海道	10月26日午前～午後の一部	札幌市	10月26日終日
関東・甲信越・静岡	新潟県	11月8日午後	新潟市	11月8日午後～9日午前
東海・北陸	三重県	10月20日午後	津市	10月20日午後～21日午前
近畿	滋賀県	10月28日午後	大津市	10月28日終日
中国・四国	徳島県	11月10日午後	徳島市	11月10日午後～11日午前
九州	鹿児島県	11月1日午後	鹿児島市	11月1日午後～2日午前

(4) 今後の一層の連携に向けて

① 公害等調整委員会の裁定手続の活用について

公害紛争の適正な解決に向けて、必要に応じて、公害等調整委員会の裁定手続をご活用ください。例えば、

- ・ 調停事件において、因果関係の存否が当事者の争点になっている場合に、原因裁定の制度を当事者にご紹介いただくこと。
- ・ 調停が打ち切られた事件において、裁断的手続きである責任裁定又は原因裁定の制度を当事者にご紹介いただくこと。
- ・ 管内市区町村における公害苦情処理に際して、必要と考えられる事案がある場合には、公害等調整委員会又は公害審査会等の手続をご紹介いただくこと。

② 公害等調整委員会からの講師派遣について

公害審査会等や管内市区町村において研修会等を開催する場合に、公害等調整委員会への依頼があれば、公害紛争処理等についての講師を派遣することができますので、ご相談ください。

4. 家庭用ヒートポンプ機を原因とする健康被害について

家庭用ヒートポンプ機を原因とする健康被害に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成26年12月に消費者安全調査委員会において「家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生したとの申出事案」に関する事故等原因調査報告書がとりまとめられた。

その際、消費者安全調査委員長から当委員会委員長に対し、家庭用ヒートポンプ給湯機により紛争となった場合の地方公共団体における適切な苦情処理対応について検討を行い、指導・助言を行うこととの意見がなされた。



本意見を踏まえ、当委員会事務局では、報告書の内容について、平成26年12月に都道府県及び市区町村の公害苦情処理担当部局に対し周知を行い、さらに、昨年秋に開催した公害紛争処理関係及び公害苦情相談員等ブロック会議においても再度周知を図った。

また、家庭用ヒートポンプ給湯機による公害苦情処理事例を重点的に収集し、平成28年3月に「公害苦情処理事例集」を地方公共団体に提供した。